

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項 目 名	ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	<p>前年度のビール課税移出数量（以下「前年度課税移出数量」という。）が1,300kl以下かつ、総課税移出数量が10,000kl以下のビールの製造者（以下「地ビール製造者」という。）については、</p> <p>① 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を取得した者は、免許取得の日から5年を経過する日の属する月の末日までの間、</p> <p>② 平成30年3月31日以前にビールの製造免許を取得した者は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、</p> <p>その年度に課税移出する200klまでのものに係る酒税の税額を15%（前年度課税移出数量が1,000klを超え、1,300kl以下の製造者が課税移出するものについては7.5%）軽減することとされている（租特法87条の4）が、この特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を令和3年3月31日以降も延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	-	百万円
(改正増減収額)	(▲)	465 百万円	
(改正増減収額)	(-	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、規制緩和の一環として、平成6年の酒税法改正でビールの製造免許を受ける際の要件である最低製造数量が大幅に緩和されたことで可能となった小規模なビール製造業（以下「地ビール製造業」という。）への参入の促進及び創業期の経営基盤の強化に資する観点から、平成15年度税制改正において講じられた措置である。</p> <p>地ビールは、品質面では多種多様な個性を有しているものの、商品の特性から販路が限定されており、また、小規模生産であるため単位当たりのコストが高いことから、大手製造者の商品との競争において不利な状況にある。</p> <p>このような状況にあって、地ビール製造者が個性豊かで品質の高い製品の生産に取り組んだ結果が消費者に支持され、本措置導入以降、地ビールの課税移出数量は堅調に推移している。</p> <p>地ビール製造業は、地場産業の中核として、各地域の産業や観光の振興に重要な役割を果たしており、地ビール製造業への新規参入も堅調な動きを見せている。また、地ビールの販路は拡大の兆しを見せ、地ビール製造者の経営基盤の強化にも効果が見られることから、地ビール業界の更なる活性化を図るため、本措置の延長が必要である。</p>		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達の促進																
		政策の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化																
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間の延長 (令和8年3月31日まで)																
		同上の期間中の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化																
	政策目標の達成状況	<p>平成15年度から平成30年度までの16年間で52件のビール免許を付与しており、地ビール事業への参入が図られている。</p> <p>また、酒類製造者の経営状況は需要動向等さまざまな要素が影響するため、本措置による政策目標の達成状況を定量的に示すことは難しいが、地ビール製造者の欠損企業割合は、平成15年度から一時悪化したものの、近年は持ち直してきている。</p> <p>○欠損企業割合 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H20</th> <th>H25</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠損企業割合</td> <td>30.4</td> <td>36.5</td> <td>29.3</td> <td>28.2</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成30年度については、ビールの定義改正に伴い、発泡酒免許を有している者に対して、ビール免許がみなし付与された関係で、欠損企業割合に上振れが生じている。</p>					年度	H15	H20	H25	H29	H30	欠損企業割合	30.4	36.5	29.3	28.2	38.3	
	年度	H15	H20	H25	H29	H30													
	欠損企業割合	30.4	36.5	29.3	28.2	38.3													
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>					年度	R3	R4	R5	R6	R7	適用件数	356	356	356	356	356
		年度	R3	R4	R5	R6	R7												
	適用件数	356	356	356	356	356													
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、新規参入する地ビール製造者がビール製造に要する設備投資等の負担を軽減し、地ビール製造業への参入を促進するとともに、地ビール製造業者の経営基盤の強化につながるものと見込んでいる。																		
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、申告納税制度の手続の中で酒税の一部を軽減するものであるため、通常の納税申告のみで実施することができ、公平性の面においては、一定の要件に合致する酒類製造者を等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段としての的確である。</p> <p>また、一定の上限の下、課税移出数量に応じて地ビール製造者の酒税負担の一部を軽減するものであり、過剰に酒税を免除するものではない。</p> <p>加えて、平成 30 年度における本措置の軽減規模は約 5 億円である。これはビール全体に係る酒税の課税額約 5,372 億円の約 0.09% であり、減収面への影響は軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置である。</p>																																				
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○ 適用者数 (単位：者、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small></td> <td>184</td> <td>186</td> <td>183</td> <td>184</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>181</td> <td>184</td> <td>181</td> <td>182</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>98.4</td> <td>98.9</td> <td>98.9</td> <td>98.9</td> <td>99.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用税額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減税額</td> <td>3.74</td> <td>4.03</td> <td>4.05</td> <td>4.11</td> <td>4.65</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small>	184	186	183	184	358	適用者数	181	184	181	182	356	適用割合	98.4	98.9	98.9	98.9	99.4	年度	H26	H27	H28	H29	H30	軽減税額	3.74	4.03	4.05	4.11	4.65
	年度	H26	H27	H28	H29	H30																																	
	申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small>	184	186	183	184	358																																	
適用者数	181	184	181	182	356																																		
適用割合	98.4	98.9	98.9	98.9	99.4																																		
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																		
軽減税額	3.74	4.03	4.05	4.11	4.65																																		
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p style="text-align: center;">—</p>																																					
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>消費者の嗜好の多様化により、ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本措置の導入後おおむね堅調に推移している。</p> <p>○ 課税移出数量 (単位：千 KL、億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビール課税移出数量</td> <td>2,681</td> <td>2,732</td> <td>2,681</td> <td>2,600</td> <td>2,448</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税移出数量</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税額</td> <td>42</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>54</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、地ビール製造者の販売形態はレストラン併設型から卸売主体に変化してきており、容器別販売数量では、缶製品の増加が顕著であることから、販路が拡大してきていると考えられる。</p> <p>他方、地ビール製造者の大部分が本措置の適用を受けており、全国各地で個性豊かな地ビールが製造され、消費者が多種多様なビールに親しんでおり、地域経済の活性化等にも貢献している。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	ビール課税移出数量	2,681	2,732	2,681	2,600	2,448	地ビール課税移出数量	21	24	25	27	31	地ビール課税額	42	49	50	54	62													
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																		
ビール課税移出数量	2,681	2,732	2,681	2,600	2,448																																		
地ビール課税移出数量	21	24	25	27	31																																		
地ビール課税額	42	49	50	54	62																																		

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地ビールについて、平成 29 年度は 4 件、平成 30 年度は 8 件の新規免許付与があり、事業参入の促進が図られている。</p> <p>また、地ビール製造者の経営状況は、平成 29 年度まで 1 者当たりの売上高が年々増加しているほか、欠損企業割合は平成 22 年度に 44.5%だったものが平成 29 年度には 28.2%まで改善している。</p> <p>他方で、平成 30 年度は、ビールの定義改正に伴うみなし免許付与の影響が大きいものの、1 者当たりの売上高が減少しているほか、欠損企業割合が 38.3%に悪化しており、今後も本措置を継続することが必要である。</p> <p>○ 1 者当たりの売上高 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 761 1476 862"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 者当たりの売上高</td> <td>99.1</td> <td>112.8</td> <td>119.0</td> <td>120.5</td> <td>94.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	1 者当たりの売上高	99.1	112.8	119.0	120.5	94.9
年度	H26	H27	H28	H29	H30									
1 者当たりの売上高	99.1	112.8	119.0	120.5	94.9									
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 18 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長を要望している。</p>												